

## 新型コロナウイルス感染症クラスター発生時における応援職員派遣事業

### Q & A

- 問1 何のために応援職員派遣の枠組みを作るのですか？
- 答 県内高齢者施設で感染症クラスターが発生し、複数の職員が感染者や濃厚接触者となり、入院や自宅待機等で当該施設の職員が不足するに至った場合、入居者へのサービス提供を継続することができなくなるおそれがあります。クラスターが発生し、緊急を要する事態になったとしても、入居者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるよう、緊急を要する際に県内の高齢者施設間で応援し合い、人員確保が行える相互応援の枠組みを構築し、運用していくこととしました。
- 問2 応援職員派遣協力施設登録を行うのはなぜですか？
- 答 あらかじめ協力施設を登録し名簿を作成することにより、緊急時に応援職員派遣協力ができる施設を把握しておくことで、迅速に調整をできるようにするためです。
- 問3 応援職員派遣協力施設に登録したら、必ず応援要請時に派遣しなければならないですか？
- 答 応援施設に登録したことにより、応援派遣を強制するものではありません。応援職員派遣が必要な場合に、登録名簿をもとに、県及び団体が応援調整を行わせていただきます。施設同士の相互応援の枠組みの趣旨を踏まえ、調整時の対応について御協力をお願いします。
- 問4 応援職員派遣協力施設登録の際に職員名を記載する必要はありますか？
- 答 登録依頼時は、派遣職員の氏名の報告は必要ありません。  
ただし、実際に団体から派遣依頼があった場合、速やかに応援職員派遣ができる職員がいるかを確認いただくためにも、あらかじめ応援派遣が可能な職員を名簿化しておくなど、法人内で準備いただくようお願いいたします。
- 問5 応援職員を派遣する職種はどのような人を想定していますか？
- 答 介護職員、看護職員、生活支援員等を想定しています。
- 問6 応援職員派遣は、加入団体施設からの応援ではなく、別の団体施設から派遣されることはあるのか？
- 答 原則、加入団体内の会員施設間で応援職員派遣の調整を行うことを想定しています。団体非加入施設については、団体非加入の施設間で調整します。

問7 応援職員派遣の依頼条件はありますか？

答 原則、①高齢者の入所施設であること、②新型コロナウイルス感染症の「クラスターが発生」した施設であること、③職員のコロナ感染等により勤務可能な「職員が不足」する施設であることを条件としています。

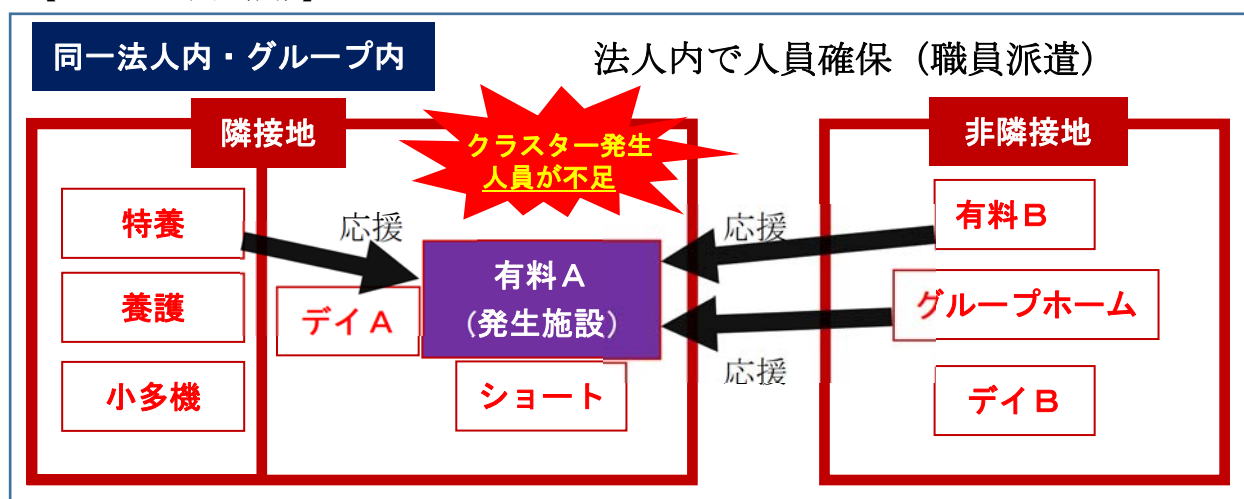
問8 「職員が不足」とはどのような状況のことですか？

答 新型コロナウイルス感染症クラスターが発生し、当該施設の職員が感染者、濃厚接触者となり、入院や自宅待機等で出勤ができなくなり施設内の職員が不足する事態に至った場合を想定しています。

問9 同一法人内・グループ内で人員確保に努めるとはどのようなイメージですか？

答 「感染症発生施設」以外の同一法人内・グループ内で運営している別事業の職員を人員が不足する「感染症発生施設」に職員を派遣するイメージです。原則、法人内・グループ内で発生施設の人員確保に努めていただくようお願いします。

【イメージ図（例）】



問10 職員を派遣した場合に、人員基準等を満たさなくなる時どうするのですか？

答 応援職員の派遣は、新型コロナウイルス感染症への対応に当たりますので、厚生労働省の通知に基づき、一時的に人員基準等を満たさなくなる場合でも「臨時的な取扱い」として対応いただけます。

問11 派遣職員の業務の取扱い（身分）はどうなりますか？

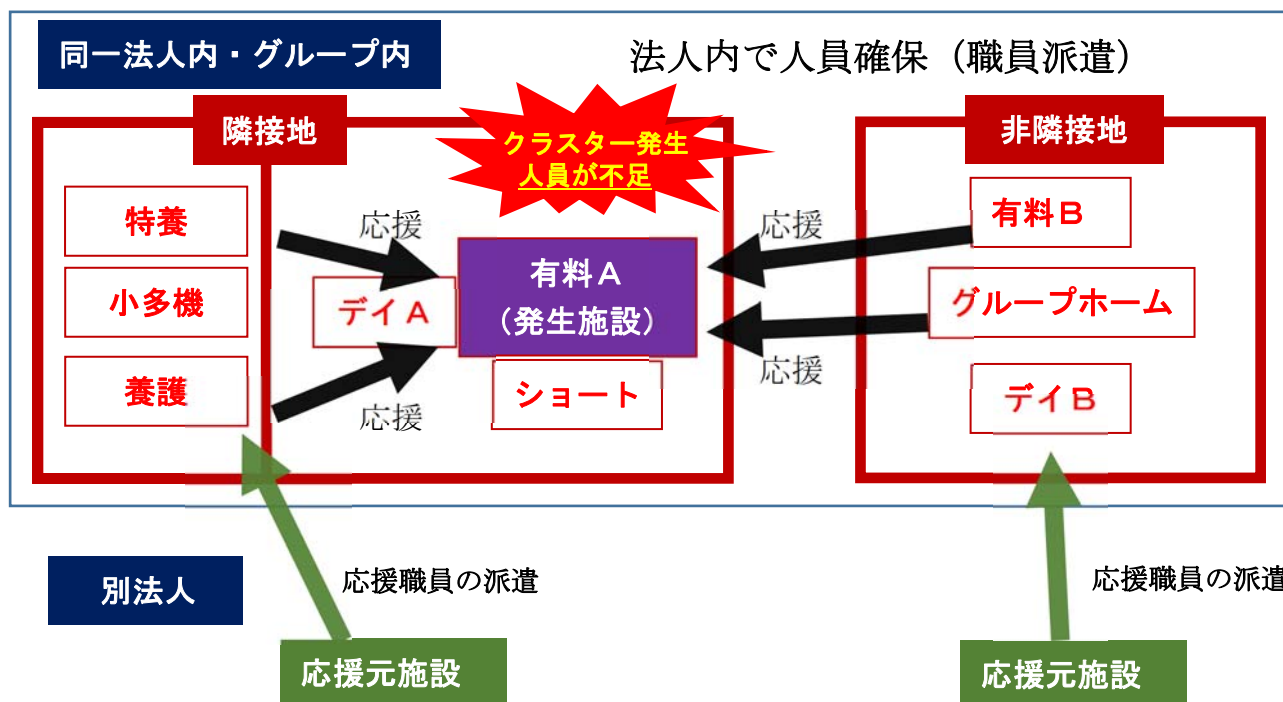
答 派遣職員は、派遣元施設の身分のまま「出張（職務命令）」により派遣することになります。なお、派遣後は、派遣先施設の代表や施設長（管理者）の指示に従い、業務を行うこととなります。

問12 派遣先となる施設の条件はありますか？

答 別法人からの応援職員派遣先は、「感染症発生施設と同一法人の別の施設」又は「感染症発生施設のグリーンゾーン（感染者が立ち入っていないスペース、いわゆる清潔区域の区分け（ゾーニング）ができている場合）」に限ります。

※感染症発生施設のレッドゾーン（汚染区域）へ応援職員派遣を行う場合、派遣先及び派遣元の双方の同意がある場合はこの限りではありません。

【イメージ図（例）】



問13 派遣職員は感染者や濃厚接触者の介護をしなければなりませんか？

答 感染症発生施設のレッドゾーンへの他法人からの応援職員派遣は出来ないため、本スキームでは、感染者や濃厚接触者の介護をすることを想定していません。

※感染者や濃厚接触者の介護は、発生施設の職員、同一法人内の職員で行ってください。

問14 職員の派遣は、いつ決定されますか？

答 派遣先から団体へ応援職員派遣依頼があった場合は、団体が派遣元となる施設を選定し調整します。派遣が可能であれば、団体が派遣を決定し、派遣決定通知書を派遣先に送ります。（ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、事後において派遣決定通知書を送付する。）

問15 派遣先と派遣元で派遣協定を締結する必要がありますか？

答 はい、施設同士の相互協力の枠組みですので、派遣元と派遣先の法人同士で取り決

めていただく必要があります。派遣期間中の人件費や勤務時間等、派遣に必要な事項について、施設間で協定にて取り決めてください。

問16 派遣協定のひな形はありますか？

答 県が用意したひな形（様式6）があります。  
ひな形（様式6）を参考に、施設間で派遣協定を締結してください。協定内容は、施設間で取り決め、必要に応じて様式を修正し、協定の締結をしてください。

問17 派遣職員は施設の判断で決定してよいですか？

答 はい、あらかじめ各法人・施設で検討いただいている派遣予定者から、施設の判断で、派遣いただいて構いません。（問4を参照ください）

問18 1つの施設から、何人の職員を派遣すればよいのですか？

答 原則として1つの施設からは、1人の職員を派遣していただくことを想定していますが、具体的には派遣時に調整させていただくことになります。

問19 派遣業務ではどのようなことをするのですか？

答 派遣業務は、入所者の介護等を想定しています。具体的な内容は派遣協定にて施設間で取り決めを行ってください。

問20 派遣期間はどれくらいになりますか？

答 派遣期間は、1～10日程度を想定しています。

問21 派遣期間が終わったら、すぐに元の施設での勤務に復帰できますか？

答 はい、感染症発生施設のレッドゾーン（汚染区域）への職員派遣は想定していないため、派遣期間が終わったら、すぐに元の施設への復帰は可能です。

問22 休日や勤務時間、休憩時間はどうなりますか？

答 休日や勤務時間、休憩時間は、派遣期間中の各勤務日ごとに、派遣協定で取り決めを行ってください。

問23 派遣期間中の給与及び手当は、誰が負担するのですか？

答 給与については施設同士の相互協力の枠組みであり、派遣元からの出張取扱いとなるため、派遣元（応援施設）が支給することを想定しています。派遣期間中の応援職員派遣に伴う給与及び手当の相当額について、派遣元から派遣先に対して請求することができるとしており、派遣協定にて施設間で取り決めてください。なお、応援職員派遣により新たに発生するかかり増し経費については、県の補助金の対象となります。※実施要綱を参照ください

問24 かかり増し経費とは具体的にどのようなものですか？

答 かかり増し経費とは、コロナ感染症に係る人員確保や応援職員派遣に伴う割増賃金、手当、旅費、宿泊費、検査費等、新たに発生した経費等です。例えば、クラスター発生施設において、職員が感染し出勤できなくなった場合、代替職員として本来シフトに入る予定でなかった（休日予定の）職員に出勤をお願いした場合、休日出勤の割増賃金として当該職員に支給した費用は、かかり増し経費として計上できます。また、派遣元（応援施設）において、職員を別法人に派遣したために、新たに代替職員を雇用した費用は、かかり増し経費として計上することができます。

問25 派遣職員の交通費・宿泊費は、誰が負担するのですか？

答 派遣職員が派遣業務に従事するに当たり、住居から派遣施設への移動に要する交通費、宿泊を要する場合の宿泊費は、派遣職員（派遣元）が負担することを想定しています。ただし、これらの交通費・宿泊費に係るかかり増し経費は県の補助金の対象となります。

問26 派遣職員（派遣元）が負担した交通費・宿泊費について、県からの補助金を受け取るにはどのような手続きが必要ですか？

答 派遣元から県に補助金の申請を行うことを想定しています。詳細は、県長寿社会課にお問い合わせください。この場合、派遣元（応援施設）は、交通費・宿泊費を負担した本人（派遣職員）に確実に支払うこととします。

問27 社会保険、労災保険等はどうなりますか？

答 派遣職員の社会保険、労災保険等は、もともと派遣元で加入していると考えられますので、それを継続していただきます。  
派遣職員が派遣業務中に怪我をした場合、労災の対象になります。派遣職員が感染症に感染した場合も、派遣業務が原因で感染したことが明らかな場合は、労災の対象となります。

問28 損害賠償保険については、誰が加入するのですか。

答 派遣元（応援施設）で加入してください。なお、応援職員派遣のために新たに損害賠償保険に加入する際の費用については県の補助金の対象になります。

問29 PCR検査の費用は補助金の対象になりますか？

答 自由診療で派遣後に検査した費用は緊急雇用にかかる費用として補助金の対象になります。

問30 危険手当は補助金の対象になりますか？

答 法人・施設が応援職員に対して支給した費用については県の補助対象となります。経験年数等を勘案し、常識の範囲内で法人・施設で手当の額を決めていただくことは妨げません。危険手当は1日4,000円から12,000円程度を想定しています。

問31 マスク、消毒液等は支給されますか？

答 原則、派遣先（発生施設）で必要な衛生用品の調達をお願いします。（新たに調達した費用は、県の補助金の対象になります。）  
ただし、緊急的に衛生用品等に不足が生じる場合は、県の備蓄物資を提供することが可能ですので、その場合は県へ相談ください。

問32 派遣期間中に、派遣元（応援施設）で感染症が発生した場合はどうなりますか？

答 派遣元（応援施設）で感染症が発生し、職員に不足が生じた場合などは、派遣元（応援施設）は、派遣先に派遣の中止を申し出ることができます。  
この場合、派遣先は、必要であれば、改めて応援職員派遣依頼をすることになります。

問33 応援派遣による損害賠償はどちらが責任をとるのですか。

答 応援派遣により、派遣職員が故意又は過失により派遣先又は第三者に損害を与えた場合（入所者に怪我を負わせた場合を含む）は、派遣元が賠償責任を負うこととなります。ただし、当該損害が派遣先の指示（必要な指示をしなかった不作為を含む）により生じたと認められるときは、派遣先が賠償責任を負うこととなります。  
また、当該損害が、派遣職員の故意又は過失と、派遣先の指示の双方に起因するときは、派遣元及び派遣先で協議し、当該損害の負担割合を定めることとなります。  
なお、派遣元が加入している保険が、派遣先における業務を対象外とすることも考えられますので、施設間で派遣協定を取り交わす際に、保険について確認や必要な手続きを行ってください。

問34 応援施設として登録していなくても、自施設にクラスターが発生した場合、応援職員派遣を依頼できるのか。

答 応援施設として登録していなくても、緊急時に応援職員派遣依頼を行うことは可能です。応援派遣は、施設間の互助で行うものになりますので、緊急時に応援職員依頼を行いたいと考えられる場合は、応援施設としての登録も検討いただくようお願いいたします。

問35 感染した職員が施設に復帰する目安（感染者等の退院及び就業制限の取り扱い）はありますか？

答 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナ

ウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 3 年 2 月 25 日付厚生労働省健康局結核感染症課通知 健感発 0 2 2 5 第 1 号）より基準が示されていますので参照ください。